

# 奈良市公報

号外第12号 令和5年1月規則等

令和5年11月6日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 規 則

月 日	番号	件 名	主 管
1 23	1	奈良市職員互助会規則の一部を改正する規則	人事課

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
1 11	5	奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	保健予防課

## 規 則

奈良市職員互助会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 1 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

### 奈良市規則第 1 号

奈良市職員互助会規則の一部を改正する規則

奈良市職員互助会規則（昭和 40 年奈良市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

（評議員の選出）

第 8 条 評議員は、会員の互選によりこれを定め、5 名以上 20 名以内とする。

第 10 条第 2 項中「転課、」及び「遅滞なく」を削り、「しなければならない」を「することができる」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市職員互助会規則第 8 条の規定により評議員に選出されている者の任期は、この規則による改正後の奈良市職員互助会規則第 10 条の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日までとする。

（令和 5 年 1 月 23 日揭示済）

## 告 示

### 奈良市告示第 5 号

奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 1 月 11 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市結核予防事業補助金交付要綱（平成 15 年奈良市告示第 72 号）の一部を次のように改正する。

別表中「505 円」を「506 円」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 1 月 11 日から施行し、この告示による改正後の奈良市結核予防事業補助金交付要綱別表の規定は、令和 4 年度予算に係る補助金から適用する。

（令和 5 年 1 月 11 日揭示済）